様式第１号

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第３条の規定により届け出ます。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		契　約　内　容		備　考
	住　　所	氏　名	運送契約期間	運送契約金額	
			自 至	円	
			自 至	円	

２　１に掲げる場合以外の場合（レンタル方式）

項目／区分	契約年月日	契約の相手方（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		契　約　内　容		備　考
		住　　所	氏　名	借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	R4.3.17	北秋田市花園町99番1号	㈱秋田レンタカー 鷹巣店長秋田良男	自 R4.3.20 至 R4.3.26	107,800 円	
				自 至	円	
運転手の雇用	R4.3.17	北秋田市新田目字大野82番地2	合川　三郎	自 R4.3.20 至 R4.3.26	87,500 円	
				自 至	円	
燃料代	R4.3.17	北秋田市米内沢字七曲23番地	㈱森吉石油 代表　森吉一郎	供給量 ℓ　353ℓ	52,920 円	
				供給量 ℓ	円	

備　考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を記載してください。

様式第７号その１

車借入－③

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

令和４年　3月　20日

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

記

運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください。）		１ 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ﾊｲﾔｰ方式）	２ 左に掲げる場合以外の場合（ﾚﾝﾀﾙ方式）
運送事業者等（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住　所	秋田県北秋田市花園町99番１号	
	氏　名	(株)秋田レンタカー　鷹巣店長　秋田　良男	

車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
ハイエース4WD 秋田400　わ1234	自 R4.3.20 至 R4.3.26	95,550円	1日当たり13,650円
	自 至	円	

備　考

1　この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者に提出してください。

2　運送事業者等が北秋田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北秋田市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。(7日間)

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

(2) (1)以外の場合　15,800円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、北秋田市に支払を請求することはできません。

様式第９号（１）

車借入－④

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和４年　３月　28日

北秋田市長　様

住　所　秋田県北秋田市花園町９９番１号
（株）秋田レンタカー
氏　名　鷹巣店長　秋　田　良　男　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

１　請求金額　95，550円

２　内　訳
別紙請求内訳書のとおり

３　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　甲　野　太　郎

５　銀行名、口座名及び口座番号　中央銀行　鷹巣支店　普通　234432
カブシキガイシャアキタレンタカー　タカノステンチョウ
アキタ　ヨシオ

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、北秋田市に支払を請求することはできません。

別 紙 その１

車借入―④

請 求 内 訳 書 （ハイヤー方式）

（一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使 用 年 月 日	運送金額日（ア）	基準限度額（イ） ＜１日 64,500 円＞	請求金額	備　　考
令和４年３月20日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月 21 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月 22 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月 23 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月 24 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月25 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
令和４年３月 26 日	55,000 円	64,500 円	55,000 円	
計			385,000 円	

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別 紙 その２（１）

車借入―④

請 求 内 訳 書 （レンタル方式）

（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（１）自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ) ＜１日 15,800 円＞	請求金額	備　考
令和４年３月20日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月 21 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月 22 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月 23 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月 24 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月25 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
令和４年３月 26 日	15,400 円	15,800 円	15,400 円	
計			107,800 円	

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第３号　　燃料－③

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司 様

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　甲野　太郎　印

１　契約年月日　令和４年　3月　17 日

２　契約の相手方　住　所　秋田県北秋田市米内沢字七曲 23 番地

氏　名　㈱森吉石油　代表　森吉一郎
（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

３　確認申請金額　52,920　円

区　分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累計金額（ａ）	0　円	0　円
今回の購入金額　（ｂ）	75,000　円	52,920　円
燃料代計　（ａ）＋（ｂ）	75,000　円	52,920　円
備　考		

備　考

１　この申請者は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から北秋田市選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

様式第５号　　燃料－④⑤

確認番号　第　　号

自動車燃料代確認書

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和４年　3月20日

北秋田市選挙管理委員会

委員長　津　谷　憲　司　　印

記

１　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

２　候補者の氏名　　甲野　太郎

３　確認金額　　52,920　　円

＜注意＞この書類は、北秋田市選挙管理委員会が交付する書類です。

備　考

１　この確認者は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払いの請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北秋田市に支払いを請求することはできません。

様式第７号その２

燃料―⑥

選挙運動用自動車使用証明書（燃　料）

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

令和４年　3月　20日

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

記

燃料供給業者(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住　所	秋田県北秋田市米内沢字七曲23番地	
	氏　名	㈱森吉石油　代表　森吉　一郎	
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備　考
自 R4.3.20 至 R4.3.26	500 ℓ	75,000 円	
自 至	ℓ	円	
自 至	ℓ	円	
自 至	ℓ	円	
自 至	ℓ	円	

備　考

1　この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2　燃料供給業者が北秋田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、北秋田市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

燃料―⑦

様式第９号（２）

請求書

（選挙運動用自動車（燃料）の使用）

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和４年　３月　28 日

北秋田市長　様

住　所　秋田県北秋田市米内沢字七曲23番地
㈱森吉石油
氏　名　代表　森　吉　一　郎　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

１　請求金額　37，800円

２　内　訳
別紙請求内訳書のとおり

３　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　甲　野　太　郎

５　銀行名、口座名及び口座番号　鷹巣信用組合　米内沢支店　普通　654321
カブシキガイシャ　モリヨシセキユ　ダイヒョウ
モリヨシ　イチロウ

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、北秋田市に支払を請求することはできません。

別 紙 その２（２）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（２）燃料代

販売年月日	販売金額(ア)	基準限度額(イ) ＜１日 7,560 円＞	請求金額	備　　考
令和４年３月20日	(150 円) × (30.0 ℓ) 4,500 円			
令和４年３月 21 日	(150 円) × (32.0 ℓ) 4,800 円			
令和４年３月 22 日	(150 円) × (34.0 ℓ) 5,100 円			
令和４年３月 23 日	(150 円) × (36.0 ℓ) 5,400 円			
令和４年３月 24 日	(150 円) × (38.0 ℓ) 5,700 円			
令和４年３月 25 日	(150 円) × (40.0 ℓ) 6,000 円			
令和４年３月 26 日	(150 円) × (42.0 ℓ) 6,300 円			
計	37,800 円	５２，９２０ 円	37,800 円	

備　考

１　「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）の計欄又は（イ）の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第７号その３

運転手－③

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

令和４年　3月　20日

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　甲　野　太　郎　印

記

運転手	住所	秋田県北秋田市新田目字大野82番地２
	氏名	合　川　三　郎

雇用年月日	報酬の額	備考
自 R4.3.20 至 R4.3.26	87,500円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	
自 至	円	

備　考

1　この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2　運転手が北秋田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、北秋田市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて 12,500 円までです。

5　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られておりますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、北秋田市に支払を請求することはできません。

運転手―④

様式第９号（３）

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和４年　３月　28 日

北秋田市長　様

住　所　秋田県北秋田市新田目字大野82番地2

氏　名　合　川　三　郎　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

１　請求金額　87，500円

２　内　訳

別紙請求内訳書のとおり

３　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　甲　野　太　郎

５　銀行名、口座名及び口座番号　東北銀行　合川支店　普通　123321

アイカワサブロウ

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、北秋田市に支払を請求することはできません。

別 紙 その２（３）

運転手―④

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（３）運転手

雇用年月日	報 酬（ア）	基準限度額（イ） ＜１日 12,500 円＞	請 求 金 額	備　　考
令和４年３月20日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月21 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月 22 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月 23 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月 24 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月25 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
令和４年３月 26 日	12,500 円	１２，５００ 円	12,500 円	
計			87,500 円	

備　考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第２号

ポスター―②

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので、北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第３条の規定により届け出ます。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

契約年月日	契約の相手方（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		契　約　内　容		備　考
	住　所	氏　名	作成契約枚数	作成契約金額	
R4.3.11	秋田県秋田市山王4丁目1－1	㈱山王印刷 代表取締役社長　山田花子	273 枚	453,180 円	
			枚	円	
			枚	円	

備　考
契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第４号

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

１　契約年月日　　令和４年　3月11日

２　契約の相手方　　住　所　秋田県秋田市山王4丁目1－1

氏　名　㈱山王印刷　代表取締役社長　山田花子
（法人に合っては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

３　確認申請枚数　　273　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（ａ）	0　枚	0　枚
今回の枚数　　（ｂ）	273　枚	273　枚
枚数計　　（ａ）＋（ｂ）	273　枚	273　枚
備　　考		

備　考

１　この申請者は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から北秋田市選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第６号　　ポスター―④⑤

確認番号　第　　号

ポスター作成枚数確認書

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和４年　３月　20日

北秋田市選挙管理委員会

委員長　津　谷　憲　司　　印

記

１　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

２　候補者の氏名　　甲野　太郎

３　確認枚数　　273　　枚

＜注意＞この書類は、北秋田市選挙管理委員会が交付する書類です。

備　考

１　この確認者は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払いの請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は北秋田市に支払いを請求することはできません。

様式第８号

ポスター―⑥

ポ　ス　タ　ー　作　成　証　明　書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

令和４年　3月　19日

令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　甲　野　太　郎　印

記

ポスター作成業者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住　所	秋田県秋田市山王４丁目１－１
	氏　名	㈱山王印刷　代表取締役社長　山田花子
作　成　枚　数		273　枚
作　成　金　額		453,180　円
ポ　ス　タ　ー　掲　示　場　数		２７３　箇所

備　考

1　この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスターー作成業者に提出してください。

2　ポスター作成業者が北秋田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、北秋田市に支払を請求することはできません。

4　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚　数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2)　限度額

$$\frac{310,500\text{円}+525\text{円}6\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$ ＝ 単　価（1円未満の端数は切上げ）…[1,663円]

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第１０号

ポスター―⑦

請　　求　　書

（ポスターの作成）

北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和４年　3月　28 日

北秋田市長　様

住　所　秋田県秋田市山王４丁目１－１
㈱山王印刷
氏　名　代表取締役社長　山田花子　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

１　請求金額　453,180 円

２　内　訳
別紙請求内訳書のとおり

３　令和４年３月２７日執行　北秋田市議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　甲　野　太　郎

５　銀行名、口座名及び口座番号　秋田銀行　本店　当座　00110
カブシキガイシャサンノウインサツ
ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ　ヤマダハナコ

備 考

１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、北秋田市に支払を請求することはできません。

別　紙

ポスター―⑦

請 求 内 訳 書

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A 円	枚数 B 枚	金額 A×B=C 円	単価 D 円	枚数 E 枚	金額 D×E=F 円	単価 G 円	枚数 H 枚	金額 G×H=I 円	
箇所 ２７３	1,660	273	453,180	1,663	273	453,999	1,663	273	453,180	

備 考

1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書のポスター掲示場数欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2　Ｄ欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{310,500\text{円}+525\text{円}6\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$ ＝ 単価 （1円未満の端数は切上げ）…[1,662円]

3　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

ビラ―②

様式第１号

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第３条の規定により届け出ます。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

令和４年３月２７日執行　　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

契約年月日	契約の相手方（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		契　約　内　容		備　考
	住　所	氏　名	作成契約枚数	作成契約金額	
R4.3.12	秋田県北秋田市花園町90番2号	㈱サトウ印刷 代表取締役 佐藤次郎	4,000 枚	26,400 円	
			枚	円	
			枚	円	

備　考
契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ―③

様式第２号

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会
委員長　津　谷　憲　司　様

令和４年３月２７日執行　　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　　甲　野　太　郎　　印

１　契約年月日　　令和４年　3月12日
２　契約の相手方　　住　所　　秋田県北秋田市花園町90番2号

氏　名　㈱サトウ印刷　代表取締役　佐藤次郎
（法人に合っては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

３　確認申請枚数　　4,000　　枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累計枚数（ａ）	0　枚	0　枚
今回の枚数　　（ｂ）	4,000　枚	4,000　枚
枚数計　　（ａ）＋（ｂ）	4,000　枚	4,000　枚
備　　考		

備　考
１　この申請者は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から北秋田市選挙管理委員会に提出してください。
２　この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
３　「前回までの累計枚数」には、他の選挙運動用ビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第３号

確認番号　第　　号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和４年　3月　20日

北秋田市選挙管理委員会

委員長　津　谷　憲　司　　印

記

１　令和４年３月２７日執行　　北秋田市議会議員一般選挙

２　候補者の氏名　　甲田　太郎

３　確 認 枚 数　　4,000　　枚

＜注意＞この書類は、北秋田市選挙管理委員会が交付する書類です。

備　考

１　この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領した選挙運動用ビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、北秋田市に支払を請求することはできません。

ビラ―⑥

様式第４号

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

令和４年　3月　19日

令和４年３月２７日執行　　北秋田市議会議員一般選挙

候補者の氏名　甲　野　太　郎　印

記

契約業者(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住　所	秋田県北秋田市花園町90-2
	氏　名	㈱サトウ印刷　代表取締役　佐藤　次郎
作　成　枚　数		4,000　枚
作　成　金　額		26,400　円
備　考		

備　考

1　この証明書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。

2　選挙運動用ビラ作成業者が北秋田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、北秋田市に支払を請求することはできません。

4　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚　数

４，０００枚

(2)　限度額

7円51銭（単価）×当該作成枚数（4,000枚）＝限度額（30,040円）

様式第５号

ビラ―⑦

請　　求　　書

（選挙運動用ビラの作成）

北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和４年　3月　28日

北秋田市長　様

住　　所　秋田県北秋田市花園町90番2号
㈱サトウ印刷
氏　　名　代表取締役　佐藤　次郎　　印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

１　請求金額　　26，400円

２　内　訳
別紙請求内訳書のとおり

３　令和４年３月２７日執行　　北秋田市議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　甲　野　太　郎

５　銀行名、口座名及び口座番号　　鷹巣銀行　鷹巣本店　普通　654321
カブシキガイシャ　サトウインサツ
ダイヒョウトリシマリヤク　サトウジロウ

備 考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、北秋田市に支払を請求することはできません。

３　この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。

別　紙

ビラ―⑦

請 求 内 訳 書

（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金　額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金　額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金　額 G×H=I	
6.6 円	4,000 枚	26,400 円	7．51 円	4,000 枚	30,040 円	6.6 円	4,000 枚	26,400 円	

備 考

1　Ｄ欄には、７円 51 銭を記載してください

2　Ｅ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3　Ｇ欄には、Ａ欄とＤ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4　Ｈ欄には、Ｂ欄とＥ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。